

公 示

次のとおり企画提案競技（プロポーザル方式）の募集を行います。

令和8年3月25日

収支等命令者

佐賀県 地域交流部港湾課長 植松 剛

1 業務内容

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| (1) 委託業務名 | 唐津キャッスルベイ拠点エリア（西ノ浜地区）デザインプロデュース等業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 仕様書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和9年2月26日（金）まで |
| (4) 履行場所 | 佐賀県唐津市西浜町、富士見町 |

2 参加資格に関する事項

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

(1) 参加者の構成

- ア 事業者2者以上による設計共同企業体とする。
- イ 共同企業体の出資比率は、代表となる事業者（以下、「代表構成員」という。）の出資比率が最大となるものとし、かつすべての構成員の出資比率が30%以上であること。

(2) 参加要件

- ア 共同企業体の代表構成員は、以下の要件を満たすこと。
 - ・ 公示日時点で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - ・ 平成23年4月1日以降に完了した実績を1件以上有すること。実績については以下に例示する実績をそれぞれ有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
 - 同種又は同類の業務の例示
 - デザインプロデュース業務
公園などにおいて基本計画等に基づき、土木や外構の基本設計や実施設計業務に対して意匠監修やデザイン監修業務を行った実績。
 - 建築物基本・実施設計業務
公衆トイレ等、公共施設におけるトイレ（延べ面積は問わない。）若しくは、1棟の延べ面積500㎡を超える公共施設の新築又は増築、改築工事に係る設計業務の実績。
 - ・ 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により「建築士事務所」の入札参加資格の決定（公示日時点）を受けていること（入札参加資格の決定を受けていないものであっても、(3)の書類を提出すれば、入札参加資格の決定を受けているものとみなす。）。

- イ 共同企業体の構成員は、以下の要件を満たすこと。
 - ・佐賀県内に本店を有する建築士事務所であって、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項の規定により「建築士事務所」の入札参加資格の決定（公示日時点）を受けていること（入札参加資格の決定を受けていないものであっても、（3）の書類を提出すれば、入札参加資格の決定を受けているものとみなす。）。
- (3) 入札参加資格の決定を受けていない者の提出書類
- ア 出資状況等調査票（様式あ）
 - イ 佐賀県税に未納がない証明書（提出の日前3か月以内に発行されたものに限る。）（原本）
 - ※ 県内の県税事務所で取得可
 - ※ 佐賀県内に営業所等がない場合、「課税額なし」の証明書（原本）を提出すること。
 - ウ 消費税等に未納がない証明書（提出の日前3か月以内に発行されたものに限る。）（写し可）
 - ※ 主たる営業所（本店）を管轄する税務署で取得可
 - ※ 「様式その3」又は「様式その3の3」
 - エ 委任状（申請者が主たる営業所（本店）以外の営業所であって、本店から営業所等に契約締結の権限を委任するものである場合に限る。）（任意様式）
 - オ 建築士事務所登録通知書又は建築士事務所登録証明書（提出の日前3か月以内に発行されたものに限る。）（写し可）
 - カ 営業経歴書（様式い）
- (4) 共同企業体の代表構成員及び構成員に共通する要件
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ウ 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において、手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
 - エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
 - オ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ・暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ・暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ・自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ・ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ・ 共同企業体と契約を行う場合は、共同企業体の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同企業体の構成員全てが負うこととする。
- ・ 全ての構成員は、ほかの共同企業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 連絡先

- (1) 担当課 佐賀県地域交流部港湾課計画・整備担当
住所 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59
電話 0952-25-7163
電子メールアドレス kouwan@pref.saga.lg.jp

4 日程

- (1) 募集開始 令和8年3月25日(水)
 - (2) 質問期限 令和8年3月31日(火) 17時まで
 - (3) 参加申請書提出期限 令和8年3月31日(火) 17時まで
 - (4) 参加資格確認結果通知 令和8年4月6日(月)(予定)
 - (5) 提案書提出期限 令和8年4月22日(水) 17時まで
 - (6) プレゼンテーション審査会 令和8年5月中旬(予定)
 - (7) 審査結果通知 令和8年5月19日(火)(予定)
 - (8) 契約締結 令和8年6月(予定)
- ※なお、説明は実施しない

5 参加申請書等の提出

本件プロポーザルに参加を希望する者は、下記の書類を担当課に持参又は郵送により提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア プロポーザル参加資格確認申請書(様式第2-1号)
 - イ 共同企業体協定書(様式第2-2号)
 - ウ 誓約書(様式第3号)
 - エ 会社概要(パンフレットで可)
 - オ 実績書(様式第4号)
- (2) 提出期限: 令和8年3月31日(火) 17時まで(必着)
- (3) 提出部数: 各1部
- (4) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。参加申請書を提出した者は、下記の書類を担当課に持参又は郵送により提出すること。

6 提案書等の提出

参加申請書を提出した者は、下記の書類を担当課に持参又は郵送により提出すること。

(1) 提出書類

- ・本提案は、本業務の受託者を選定するために必要な提案を求めるものである。
- ・提出書類は、次のア～カとする。
- ・提出書類は、日本語で作成すること。
- ・用紙サイズは、A 4判片面印刷又はA 3判片面印刷折り込みとする。なお、ページ数に指定はない。
- ・文字サイズ 10.5 ポイント以上とし、次のア～オをクリップ留めしたものを7部作成し、提出すること。

ア 実施体制

- ① 本業務の実施体制（各担当者、体制）
- ② デザインプロデュース業務を担当する者の経歴及び事業実績
- ③ 建築物基本・実施設計業務を担当する者の経歴及び事業実績

※経歴については、各証明書（写し）を添付すること。

イ 企画提案書

- ① デザインプロデュース業務の具体的な実施方法。
- ② 建築物基本・実施設計業務のトイレ、シャワー棟、東屋の概要やコンセプト等。
なお、設計図、模型（模型写真含む）、透視図等を使用せず、外観、内観をイラスト、イメージ図にて説明すること。
- ③ その他特に提案したい点

ウ 事業スケジュール

エ 事業者の資格者表（保有資格名及び資格者数）

オ 見積書及び見積書内訳書

カ 提案書の電子データ（PDF 形式）

- (2) 提出期限：令和8年4月22日（水）17時まで（必着）
- (3) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。
- (4) 提案書の電子データは、プロポーザル参加者に対し別途連絡する提出用の URL へ提出すること。

7 質問の受付及び回答

手続等の内容に疑義がある場合は、担当課に対して次により質問書を提出することができる。ただし、評価及び審査に係る質問は受け付けない。

- (1) 様式：質問書（様式第1号）
- (2) 提出方法：持参、郵送又は電子メール ※口頭による質問は受け付けない。
- (3) 受付期限：令和8年3月31日（火）17時まで（必着）
- (4) 回答：質問に対する回答は、令和8年4月10日（金）を目途に質問者あてに電子メールにより送付する。併せて、質問内容及び回答は、県ホームページに掲載する。

8 プレゼンテーション審査会

- (1) 日時 令和8年5月中旬（予定）
- (2) 場所 佐賀県庁又は佐賀県庁周辺会議室
- (3) 実施方法
 - ア プレゼンテーションは参加者毎に行う。参加者毎の開始時間は別途連絡する。
 - イ 参加者は、事前に提出した提案書のみを用いてプレゼンテーションを行う。
 - ウ 時間は1者あたり30分程度（プレゼン20分、質疑10分程度）とする。

エ 会場での参加の場合は、参加者側の出席者は3人以内とする。(うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。) Webでの参加の場合は、原則1アカウントでの参加を原則とする。(発表者は業務を中心的に担当する者が望ましい。)

9 結果の通知

令和8年5月19日(火)(予定)までに書面によりすべての参加者に対し通知する。

10 評価に関する事項

- (1) 評価基準(配点入り)は別紙のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

11 契約に関する事項

(1) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額(消費税及び地方消費税額を含む金額)とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が行った場合

イ 本件プロポーザル手続について不正行為を行なった場合

ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ 1人で2以上の提案をした場合

オ 代理人でその資格のない場合

カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(4) プロポーザル手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

ウ (11)により中止するとき。また、不測の事態が発生した場合も同様とする。この場合、佐賀県ホームページにより公示する。

(5) 最優秀提案者の決定方法

最低基準点以上の点数を得たものの中から評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、審査会で協議の上、最優秀提案者とする。

(6) 契約候補者の選定

県は、最優秀提案者として決定した者を、本業務に係る随意契約の契約候補者とする。ただし、次のいずれかの事由により業務契約が締結できない場合には、次点者を契約候補者とする。

ア 契約候補者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定するものに該当することとなったとき。

イ 契約候補者が、佐賀県から指名停止を受けることとなったとき。

ウ 契約候補者が本業務の契約の締結を辞退したとき。

エ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能となったとき。

(7) 契約書について

契約候補者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。

(8) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、委託上限額を超えないものとする。

(9) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(10) 業務委託契約の内容及び実施条件

本業務委託契約の内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重しつつ、協議の上、県において定める。なお、協議の過程で提案の一部の変更を求めることがある。

提案書に記載した各業務の担当者は、特別の理由により県がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(11) 公示の中止等について

この公示に掲げる募集は見積決定通知までに国の認可や補助金交付決定など当該業務に係る国の承認を得ていない場合は、中止するか又は見積決定通知を延期する。入札を中止する場合は、佐賀県ホームページにより公示する。

※見積決定通知とは最優秀提案者に対し通知するもの。

(12) 一括再委託の禁止及び一部再委託の承諾

業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ること。

12 その他留意事項

(1) 提出された書類は、本件プロポーザルのみに使用する。プロポーザル終了後は、県の文書管理規程に基づき必要部数については保管し、その他の不要となった書類は、速やかに、県において破棄する。

(2) 提出する提案書は参加者1者につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え追加等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。

(3) 本件プロポーザルに係る提案書等の作成及び提出に要する経費、参加するための交通費等は、全て参加者の負担とする。

- (4) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (5) 提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (6) 参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに担当課に連絡し、辞退届（様式第5号）を提出する。

